平成27年度　第4回東区協議会次第

日時：平成27年8月26日（水）午後1時30分から

会場：東区役所　3階　31、32会議室

1　開会

2　会長あいさつ

3　議事

(1) 協議事項について

平成28年度予算編成に対する東区重点提案事業について　【区振興課】

(2) 報告事項について

ア　マイナンバー制度の周知について　【政策法務課・市民生活課】

イ　空家等の対応について　【市民生活課】

(3) 地域課題について

東区協議会委員会報告について

ア　交通安全委員会

イ　地域防災委員会

ウ　地域福祉委員会

4　その他

(1) その他

(2) 9月の開催予定　平成27年9月25日（金）午後1時30分から

会場　東区役所　3階　31、32会議室

10月の開催予定　平成27年10月　　日（　）午　　時　分から

会場　東区役所　3階　31、32会議室

5　閉会

第９号様式

区　協　議　会

<table>
<tr><td>区　　分</td><td colspan="5">□諮問事項　　□協議事項　　■報告事項</td></tr>
<tr><td>件　　名</td><td colspan="5">マイナンバー制度の周知について</td></tr>
<tr><td>事業の概要
（背景、経緯、
現状、課題等）</td><td colspan="5">背景：平成 25 年 5 月に番号法が公布され、マイナンバー制度の導入が決まった。今年 10 月からマイナンバーが住民に通知され、来年 1 月からマイナンバーの利用や個人番号カードの交付が始まる。
経緯：マイナンバー制度の周知について、国は、コールセンター設置や新聞折込、テレビ CM などを行っており、本市としては、国と連携してポスター掲示などを行うとともに、出前講座の実施や庁内モニター、駅やバスの電光掲示板などを利用した周知を行っている。
現状：マイナンバーという言葉は、認知されてきているが、制度の内容が、十分市民に浸透しているとは言えない。
課題：マイナンバー制度を円滑に導入するため、更に周知を進める必要がある。</td></tr>
<tr><td>対象の区協議会</td><td colspan="5">全区区協議会</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">広報はままつで全市民向けの情報を周知するとともに、区民のページで区民向けの情報を周知する。
・ 広報はままつ９月号「ちょっと注目」に全市民向けに制度概要及び通知カード発送、個人番号カードの申請方法等について掲載する。
・ 「区民のページ」１２月号に区民向けに個人番号カードの集中交付場所の案内等を掲載する。</td></tr>
<tr><td>備　考
（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>政策法務課</td><td>担当者</td><td>袴田　唯之</td><td>電話</td><td>457-2239</td></tr>
</table>

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

マイナンバー

（社会保障・税番号）制度がはじまります

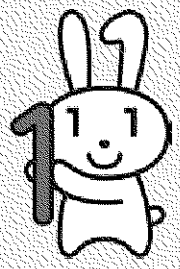

ちょっと注目!!

政策法務課 番号制度グループ ☎457-2239

マイナンバーとは？

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12ケタの番号です。
マイナンバーは生涯にわたって原則変わりません。
大切な番号ですので、他人にむやみにマイナンバーを教えたりしないように注意が必要です。

マイナンバーのメリットは？

国や自治体などで分散管理する情報の連携がスムーズになり、次のようなメリットが期待されています。

◎公平・公正な社会の実現
所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることの防止

◎国民の利便性の向上
年金や福祉などの申請時に用意しなければならない添付書類の簡素化

◎行政の効率化
行政機関ごとの情報の照合や、転記などの作業効率の向上

マイナンバーが必要になる時はどんなとき？

平成２８年１月以降,以下のような手続きや、関係する届け出などで必要になる予定です。

社会保障	・年金・雇用保険・健康保険の手続き ・生活保護・児童手当など福祉分野の給付の手続き
税金	・税務署や市への税金の申告の手続きなど

⚠マイナンバーを必要とする場面では、番号と身元の確認のために、「個人番号カード」１枚か、もしくは「通知カード」と「身元確認書類」（運転免許証など）がセットで必要となります。

⚠民間事業者の皆さまは、源泉徴収票の作成や社会保険の手続きで、従業員などのマイナンバーを取り扱う必要があります。マイナンバーの適正な取り扱いのために、民間事業者が最低限守るべき内容などが、国からガイドラインとして示されています。詳しくは国のホームページで確認してください。

HP▶特定個人情報保護委員会 検索

個人情報の保護は大丈夫なの？

マイナンバーはシステム面と制度面の両方から個人情報保護の措置が講じられます。

制度

法律等に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管の禁止/マイナンバーを収集する際の本人確認を義務付け/マイナンバーの管理を「特定個人情報保護委員会」（国の第三者機関）が監視・監督/法律に違反した場合の罰則の強化

システム

マイナンバーへのアクセス制限・マイナンバー取り扱い機関間の通信の暗号化/機関間での個人情報のやりとりを、自らが確認できる「情報提供等記録開示システム」（平成29年1月から稼働予定）

マイナンバーについて詳しくは

国のコールセンター ☎0570-20-0178
上記番号がつながらない場合（IP電話など）
☎050-3816-9405
英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応
☎0570-20-0291
※いずれも通話料がかかります。
受付時間 平日：午前９時30分～午後５時30分
※ただし、平成27年10月から平成28年３月までの半年間は受付時間を延長する予定です。
平日：午前９時30分～午後８時
土日祝日：午前９時30分～午後５時30分
（年末年始を除く）

HP▶マイナンバー 内閣官房 検索

マイナンバーの通知カードが住民票の住所に届きます！

市民生活課 戸籍・住基グループ ☎457-2834

10月５日以降12月末にかけて、マイナンバーをお知らせする「通知カード」が簡易書留で届きます。

通知カードが届く前にやってほしいこと

通知カードは、住民票の住所に送付されます。
住所変更をしていない人は、住民票の異動をしてください。

⚠長期入院中の人、東日本大震災による被災者、DV等被害者は、申請により認められた場合は、居住地にて通知カードを受け取ることができます。この申請は住民票のある市町村の窓口または郵送で行うことができます。詳しくは、住民票のある市町村の窓口に問い合わせてください。
申請期間　8月24日(月)～9月25日(金)(持参または必着)

住民票の住所と異なるところに住んでいる場合、受け取ることができないから注意してね！転送はできません。

通知カードが届いたら

簡易書留の中身は３つです。
確認してね！
①通知カード
②個人番号カードの申請書と返信用封筒
③マイナンバーについての説明書類

通知カードは重要な書類です！大切に保管してください。
※通知カードの再交付には、手数料がかかります。
※通知カード受取後の転居や婚姻届の際に住所や氏名を変更される人は、変更となる人全員の通知カードを持参してください。
※通知カード到着前に個人番号を知りたい人は、マイナンバーが記載された住民票の写し(有料)を取得してください。

通知カード

住民基本台帳カード・電子証明書の交付終了と更新について

《住民基本台帳カード》
住民基本台帳カードは有効期限まで利用できます。交付は平成27年12月28日で終了します。
《電子証明書》
電子証明書は有効期限まで利用できます。住基カードに格納する電子証明書の交付は平成27年12月22日17時で終了します。平成28年1月から、新しい電子証明書は個人番号カードに格納されます。個人番号カードおよび新しい電子証明書は、即日の交付ができません。確定申告の時期に有効期限の満了日を迎える人は注意してください。
《住民基本台帳カード・電子証明書の更新手続き》
有効期限の３ヵ月前から申請できます。詳しくは、浜松市のホームページで確認してください。

市HP▶ 検索

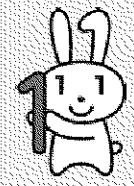

住民基本台帳カード・電子証明書が必要な人は、必ず有効期限を確認して、更新手続きもしくは個人番号カード発行申請をしよう！

10月５日から個人番号カードの発行申請が始まります

希望者は申請をすれば個人番号カードの交付を受けることができます。
申 請 日：10月５日(月)以降
申請方法：郵送(通知カードに同封された申請書と返信用封筒を使用)
交 付 日：平成28年１月から
交付場所：住所地の区役所(交付時には通知カード・住民基本台帳カードを回収します)
発行手数料：初回無料
有効期限：20歳以上は10年、20歳未満は5年
※個人番号カードの即日交付はできません。
※ICチップには、「地方税関係情報」や「年金給付関係情報」などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。

希望者

申請

個人番号カード

※デザインは変更される可能性があります。

第９号様式

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　　□協議事項　　■報告事項
件　　名	空家等の対応について
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	背景：適切な管理が行われていない空家等が、地域住民に深刻な影響を及ぼしており、住民の生命・身体・財産の保護等が必要となった。 経緯：平成２７年５月２６日、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「空家法」）が完全施行され、空家等の所有者等及び市の責務が示された。 空家の現状：平成 25 年総務省実施「土地・家屋統計調査」より 市内の空家数　　49,200 戸（うち 34,500 戸はｱﾊﾟｰﾄの空き部屋や、建築中の住宅など） 腐朽等により危険な空家　　10,200 戸（うち 5,700 戸は賃貸、売買用住宅など） ※市内数箇所の実態調査による統計上の推計値です。実際にどこに空家があるかは不明です。
対象の区協議会	全区の協議会
内　　容	①「空家等対策の推進に関する特別措置法」 施　行　日：平成２７年５月２６日（完全施行日） 空家等の定義：居住その他の使用がなされていないことが常態である建物又はそれに附属する工作物（立木や門壁等を含む） ②「特定空家等」 特定空家等の定義：倒壊等著しく保安上危険 著しく衛生上有害 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている 例）家屋の倒壊や、屋根の飛散により他者の身体生命財産に危険が及ぶ場合 ③「特定空家等」の認定後の指導等 「助言又は指導」 ↓ 危険性が著しく高い場合等で、所有者に対し相当の期間を設け、対応しなかった場合、又は対応が不十分の場合 「勧告」 ↓ 固定資産税等の住宅用地特例が解除 「命令」 ↓ 「代執行」 全ての案件で、代執行まで行うものではありません。 また、敷地内への強制的な立ち入り、危険の排除のための緊急措置等は、空家法では認められていない。

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="4">④浜松市の空家等対策
・自治会に協力いただき、市内３００戸の空家を調査。「特定空家等」の判定基準、現地での調査マニュアルを作成中。
・平成２８年１月から、「特定空家等」に対する指導等を開始予定。
・平成２８年度に、有識者による会議を開催し、(仮称)空家等対策推進計画を作成予定。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考
（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>市民生活課</td><td>担当者</td><td>佐藤智昭</td><td>電話</td><td>２２３１</td></tr>
</table>

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第９号様式

区　協　議　会

<table>
<tr><td>区　　分</td><td colspan="5">□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項</td></tr>
<tr><td>件　　名</td><td colspan="5">平成 28 年度予算編成に対する東区重点提案事業について</td></tr>
<tr><td>事業の概要
（背景、経緯、
現状、課題等）</td><td colspan="5">・　平成 28 年度の予算編成に向けての「市役所と区役所の予算･政策等に係る情報共有及び協議の仕組み」として、最新の市民ニーズを受け止める区役所が総合的な観点から政策・施策を立案する市役所に平成 28 年度予算編成に対する東区重点提案事業を提出する。</td></tr>
<tr><td>対象の区協議会</td><td colspan="5">東区協議会</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">・平成 28 年度予算編成に対する東区重点提案事業の選定について、区協議会に意見を求めるものです。</td></tr>
<tr><td>備　考
（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</td><td colspan="5">協議結果を得たい時期：平成 27 年８月末日
平成 27 年９月に市役所に提出</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>区振興課</td><td>担当者</td><td>鈴木　忠</td><td>電話</td><td>424-0115</td></tr>
</table>

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

平成28年度予算編成に対する東区重点提案事業

様式１
東区役所

（順不同）

事　　業	概　要　等	新規・継続の別	備　　考
協働センターの整備	・中郡中学校区への協働センターの新設 ・既存協働センターの改修	継続	
芳川の色汚染対策	染色排水に起因する芳川の色汚染の早期対策	継続	
総合公園の整備	緑地拠点となり防災機能を有した総合公園の早期着工 ・積志地区（北東部地域） ・長上地区（天王公園）	継続	図面№1
児童健全育成事業	待機児童のいる放課後児童会の学校敷地内への施設整備	継続	図面№2
蒲小学校運動場の拡張事業	運動場拡張	継続	図面№3
道路整備事業			
① 下石田細江線整備事業	小池三島線より東側の早期着工	継続	図面№1
② 県道浜松環状線整備事業	西ヶ崎町～笠井中学校区間の早期完成	継続	図面№4
③ 遠鉄西ヶ崎駅周辺立体交差事業	本体工事の早期着工	継続	図面№4
④ 遠鉄西ヶ崎駅東側から笠井中学校区間における交差点改良	交差点改良の早期整備	継続	図面№5
⑤ 浜北馬郡線整備事業	笠井町～寺島区間の早期整備	継続	図面№6
⑥ 市道積志笠井線の交差点改良	大島町内３箇所の早期着工	継続	図面№7
⑦ 県道中野子安線の道路拡幅	薬新町～薬師町区間の早期着工	継続	図面№8
⑧ 市道和田２０号線の道路拡幅	和田町の早期着工	継続	図面№9
⑨ 県道笠井飯田線に歩道の設置	中里町の早期着工	継続	図面№10
公衆トイレ設置整備	中野町地内への公衆用トイレ設置	新規	図面№11

図面№1　下石田細江線及び天王公園（長上地区）

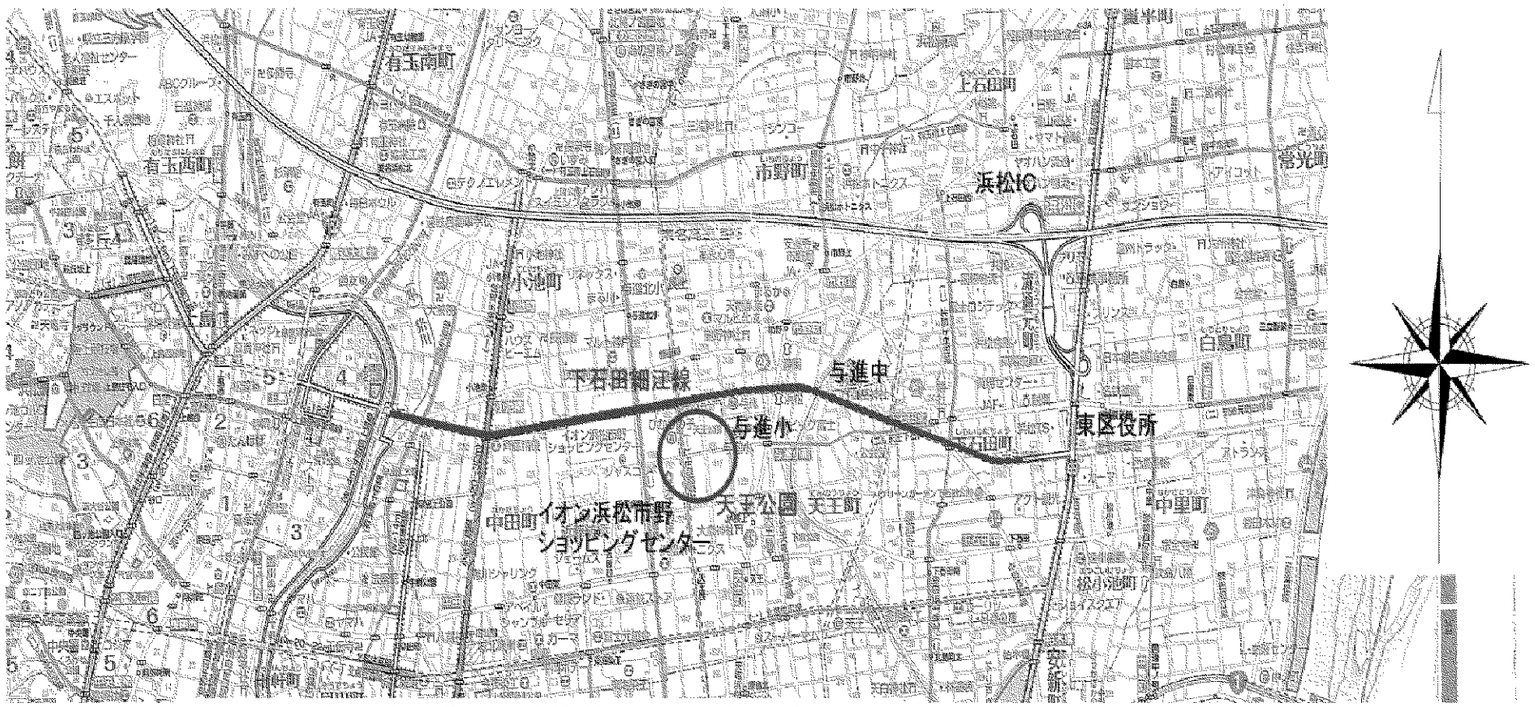

図面№2　和田東小学校　放課後児童会（和田地区）

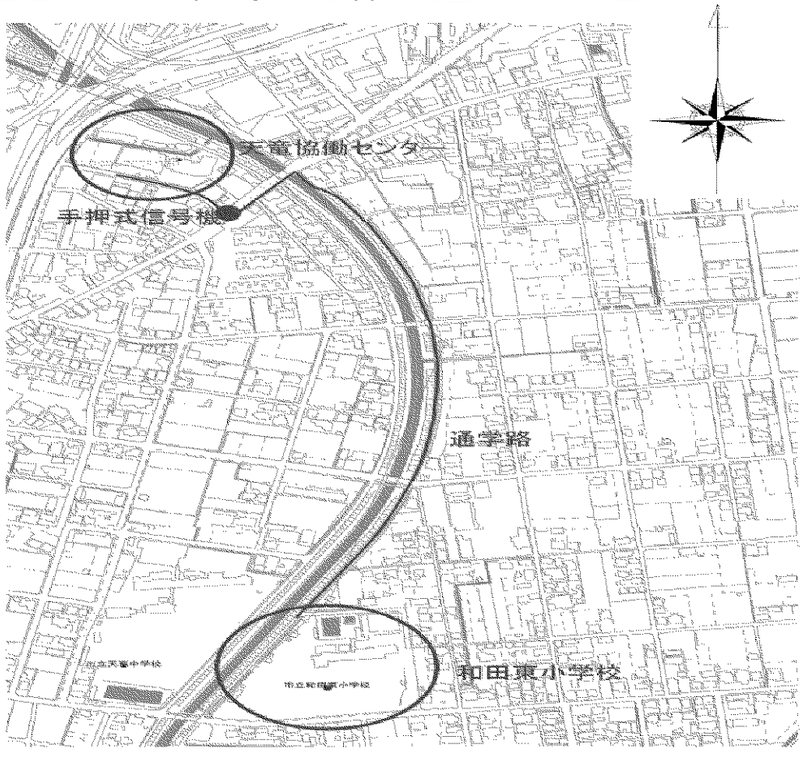

図面№3　蒲小学校運動場拡張（蒲地区）

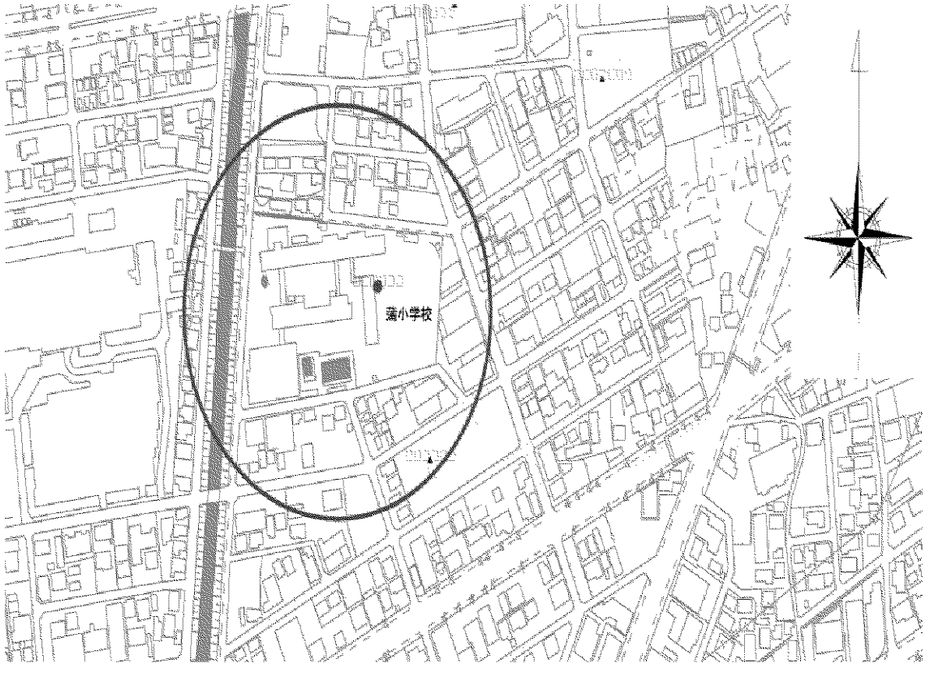

図面№4　浜松環状線と遠州鉄道鉄道線西ヶ崎駅の高架化（積志地区）

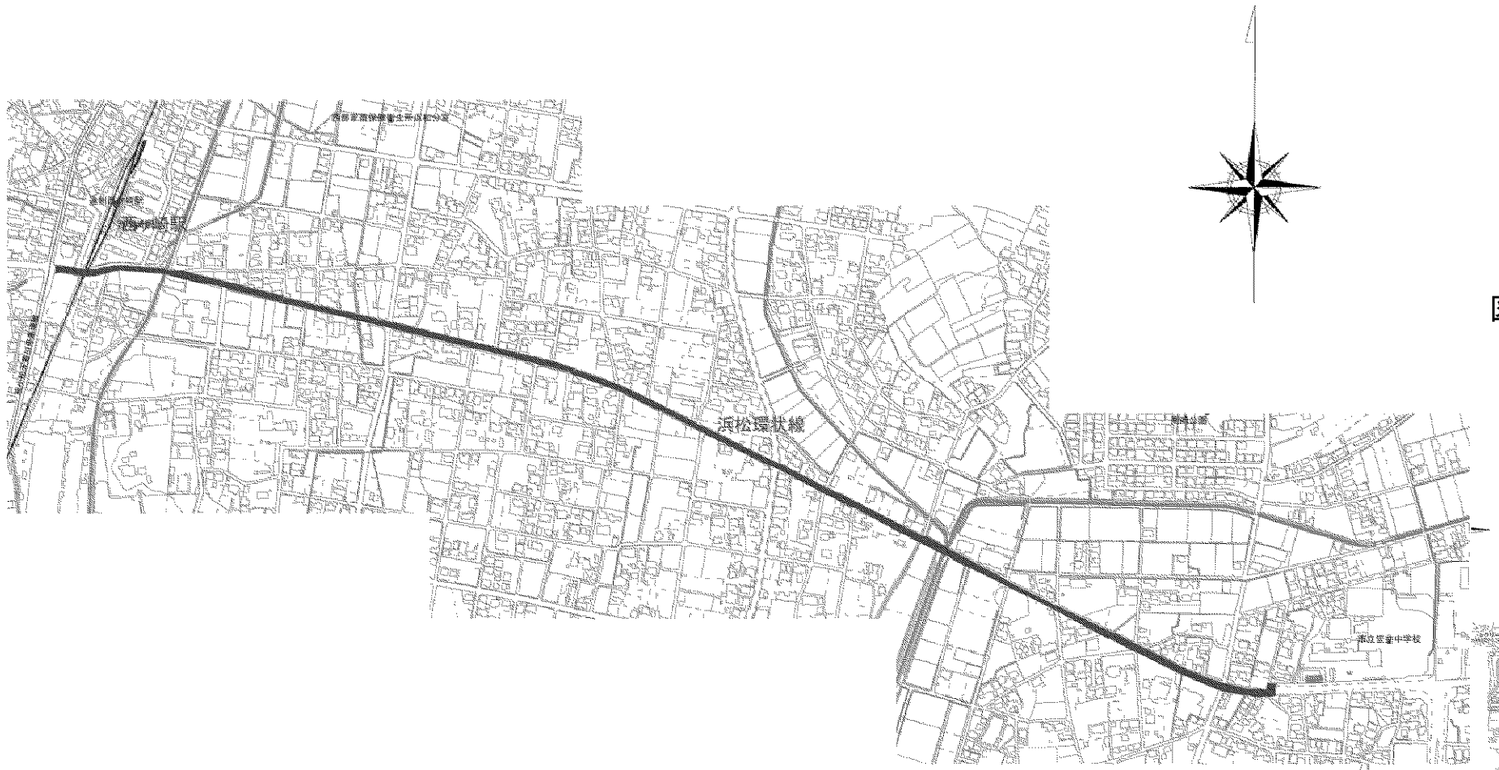

図面№5　浜松環状線の早期整備（笠井地区）

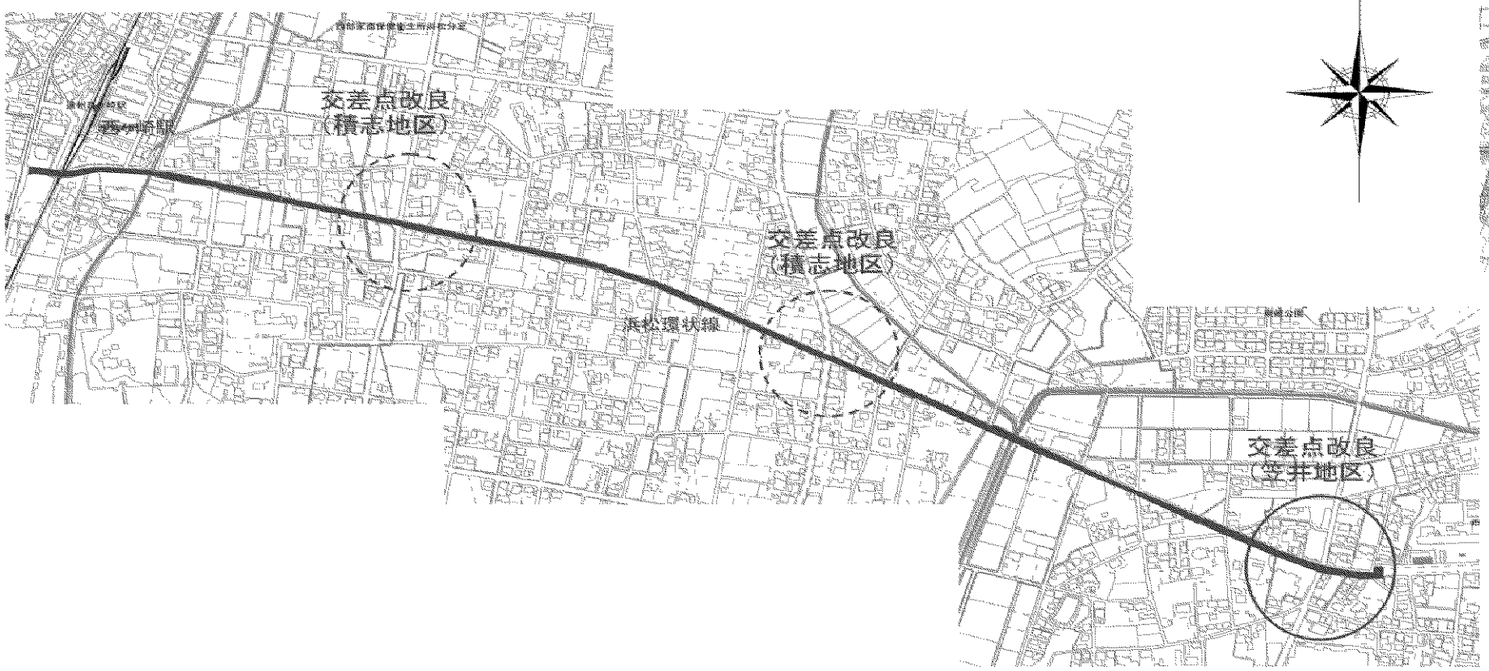

図面№6　浜北馬郡線（笠井地区）

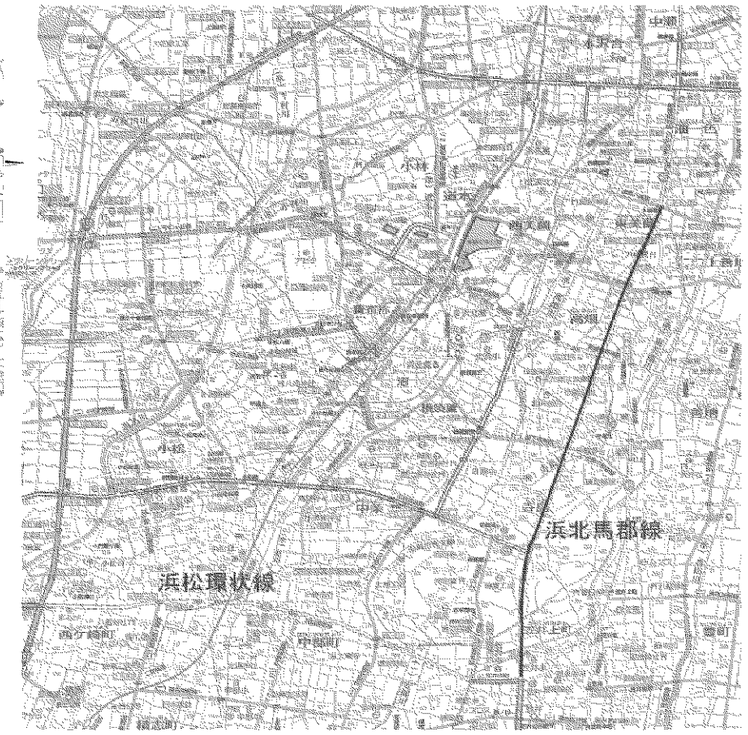

図面№7　市道積志笠井線交差点改良工事（積志地区）

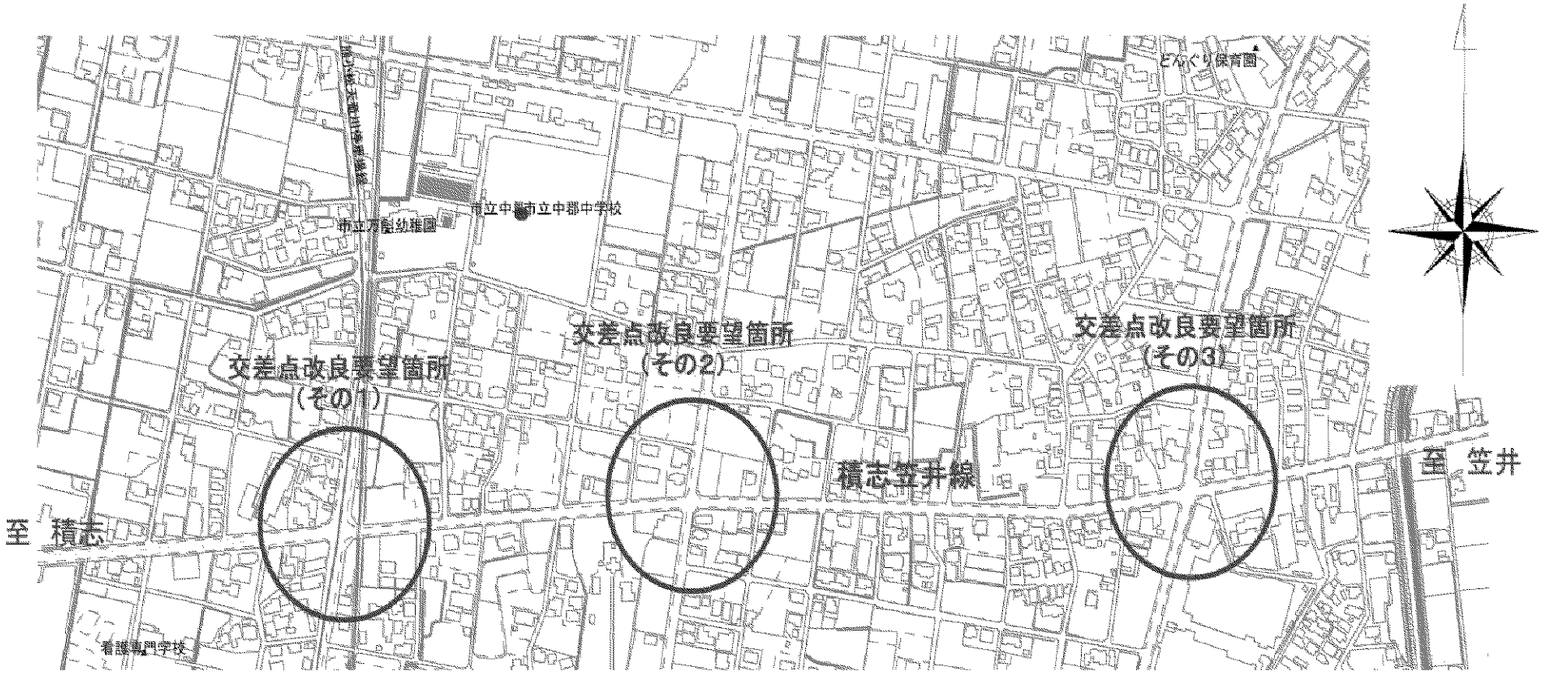

図面№8　県道中野子安線道路拡幅（和田地区）

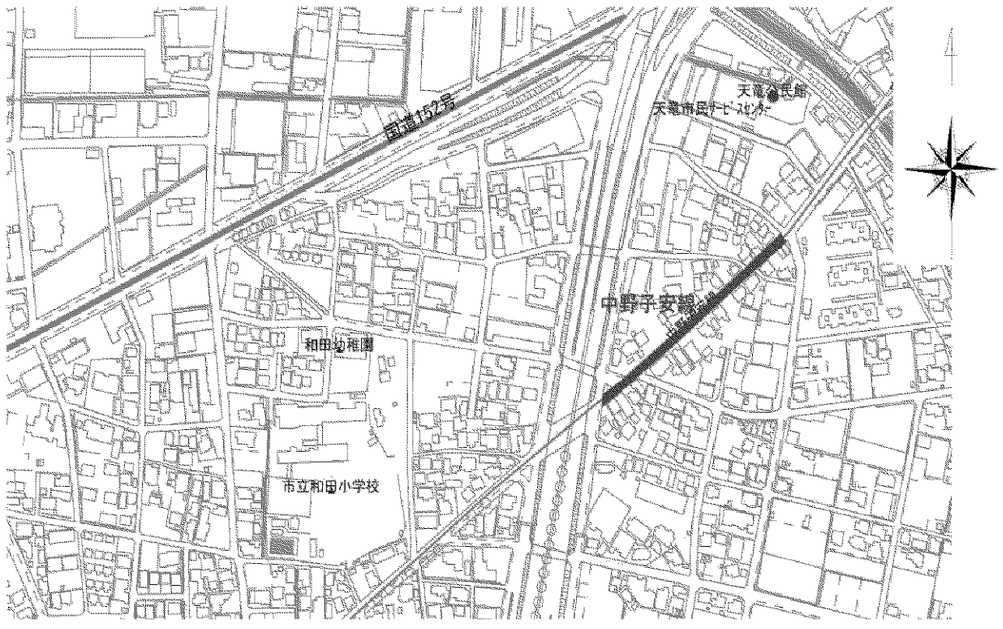

図面№9　市道和田20号線道路拡幅（和田地区）

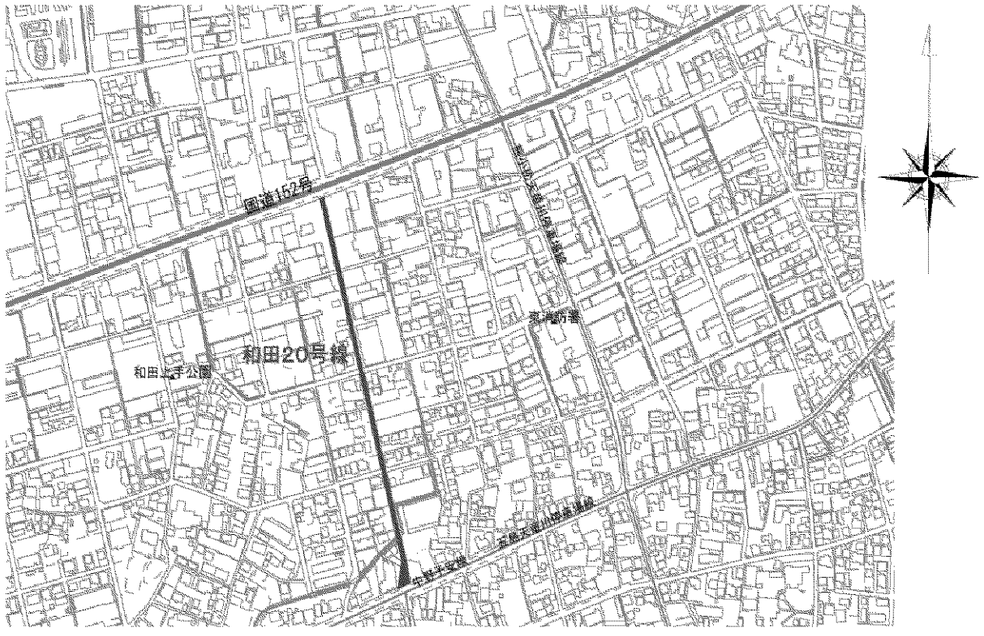

図面№10　中里町地内の歩道設置（中ノ町地区）

図面№11　中野町地内の公衆用トイレ（中ノ町地区）

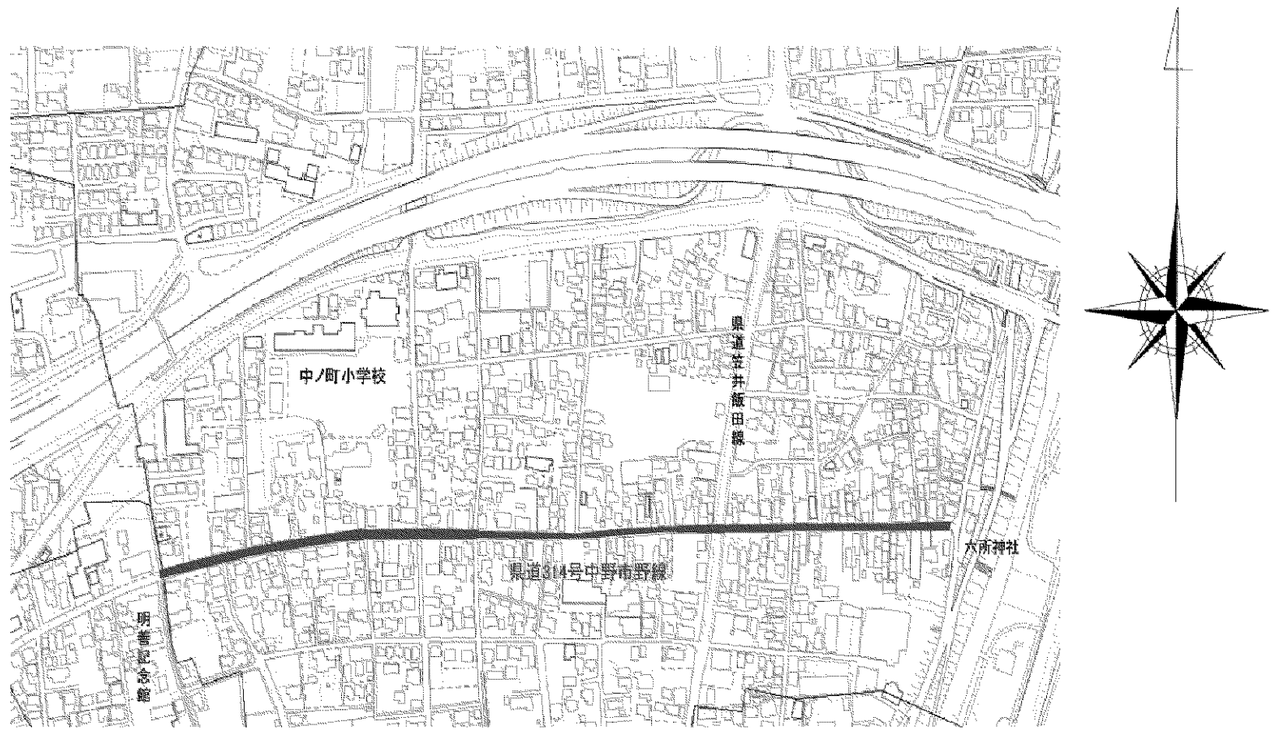

第３回交通安全委員会　議事概要

日　時　平成 27 年 8 月 19 日（水）9:30～10:30
会　場　東区役所　33 会議室
出席者　市川千次、今宿康一、齋藤絵美子、杉本恒雄、米山英二（50 音順・敬称略）
事務局　鈴木勝久、鈴木将太

①　敬老会で配布するチラシについて
（区振興課から説明）
・高齢者の交通安全につながる２つのポイントについてイラストを交え列記。
・昨年は各地区で開催される敬老会の参加者を対象として配布したが、今年度は、敬老会対象者全員への配布を予定。
・7 月 29 日(水)に行われた東区自治会連合会の会合で、各地区自治会連合会長へ依頼済み。
（協議結果）
・伝わりにくい標語は文言を変える、言葉の順番を入れ替える等の修正が必要。

②　交通安全講演会について
（区振興課から説明）
・東区役所各課及び地域の団体において行われるイベントや講座、会合等に区振興課職員が出向き、交通安全についての話をする。（すでに実施済のものもあり）
（協議結果）
・会場を設定して大きく講演会を行うよりも、回数をこなすやり方のほうが効果が上がると思うためよいと思う。
・今後、地域でのイベントや会合等の情報があれば、自治会等からも区振興課に依頼していく。

③　秋の全国交通安全運動事前街頭広報について
１　日　時　平成 27 年 9 月 18 日（金）午前 7 時 20 から
２　場　所　流通元町交差点　※集合場所：東区役所
３　その他　雨天中止

④　その他
（委員からの意見）
・最近、幼稚園等での送迎を見ていると、チャイルドシートを利用していない光景をよく見かける。保護者への利用徹底をする必要がある。

次回開催日
11 月 10 日(金)　午前 9 時 30 分～　東区役所 3 階　33 会議室

ご長寿おめでとうございます！

東区は交通事故多発地域です！
皆さんが事故に遭わないために次の**２つのポイント**を心がけてください。

★横断後半での事故に注意

自分が思っているより歩くスピードは落ちています。安全に渡りきれるような横断を心がけましょう。

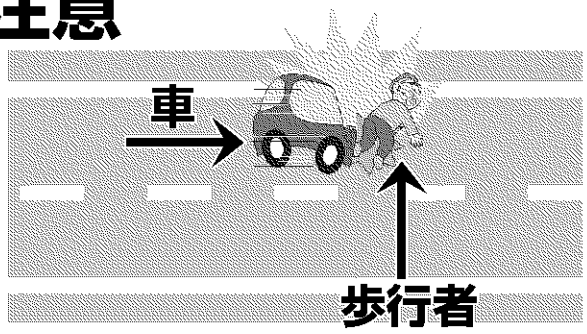

★自転車は左側通行

自転車は車両です。右側通行は逆走です。

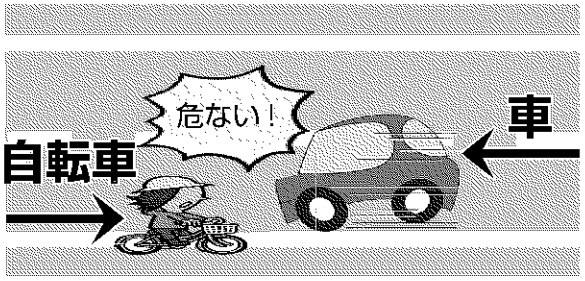

～遠州弁 交通安全標語～

- 慣れた道 そこが一番 怖いだよ
- 大丈夫だらぁ ちゃっと渡らまいかは 事故のもと
- 横断歩道　近くにあるだで　渡らにゃいかん
- 夜道には ひずるしいほど 反射材
- 交通事故 他人事（ひとごと）だもんで 事故にあう

東区協議会 交通安全委員会
交通安全協会 浜松東地区支部

交通安全緊急NEWS

浜松東警察署
浜松東地区安全運転管理協会
交通安全協会浜松東地区支部

浜松市

人口10万人あたりの交通事故件数
政令指定都市の中で

ワースト1!

あなたの住んでいるところは・・

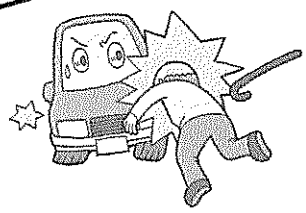

危険地帯

交通事故の３６％が 朝７時～ ９時 夕方５時～ ７時 に集中！

（Ｈ２６年浜松市内件数）

ドライバーの皆さん!交差点注意!

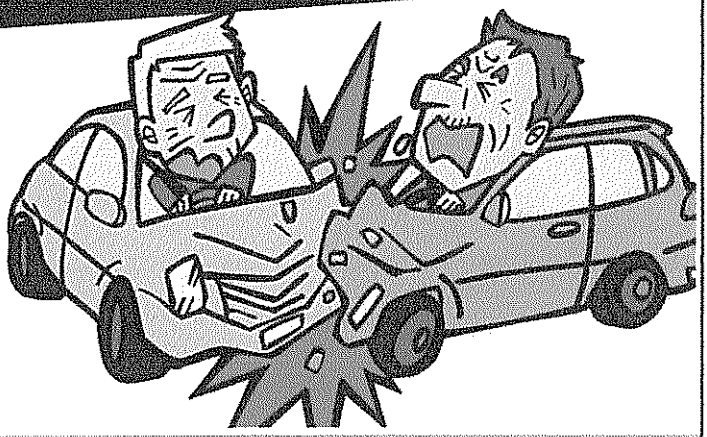

○通勤・通学時の混雑時は・・

- 自転車、歩行者に注意!
- 車間距離の保持
- 信号の遵守!

ワースト１を脱出しよう！

「ピカッと作戦」実施中!!

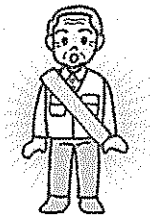

●夕方から夜にかけての外出は、なるべく控えましょう。

●お出掛けの際は、反射材・自発光式反射材を着用しましょう。

第２回交通安全委員会　議事概要

日　時　平成 27 年 7 月 10 日（金）8:30～10:30
会　場　東区役所　33 会議室
出席者　【委員】市川千次、今宿康一、齋藤絵美子、田村滋治、米山英二（50 音順・敬称略）
事務局　【東区区振興課】小楠浩規課長、鈴木敏課長補佐、鈴木勝久 G 長、鈴木将太

①　夏の交通安全県民運動事前街頭広報参加について

・午前 7 時 20 分～午前 8 時 10 分まで流通元町交差点で行われた街頭広報に参加。

（協議内容）

・街頭広報の時間帯と長さは適切。

・啓発用のぼり旗にはいくつか種類があるが、歩道に立つときには文言が同じのぼり旗を近くに固めて街頭に立って広報した方が効果的ではないか。

・今後、啓発を行う場所を選定する際に、交差点や店舗入口などを重点的に行うのに加え、交通量の多い道路なども検討するとよい。

②　今年度の活動内容について

（区振興課から説明）

・平成 26 年度に行った交通安全事業について説明。

・平成 27 年度は、平成 26 年度に行ってきた事業をベースに、積志地区セーフティ・ガード作戦に絡め、地域の催し物などに飛び込みで参加していくような形での啓発を検討する。

・平成 25 年度から行っている、敬老会での交通安全啓発用チラシについて、今年度も配布する予定。

・内容について検討し、次回の委員会で決定していく。

（協議内容）

・協議した内容について、他の委員会と共有できるとなおよいのではないか。

・普段から自治会の集会に出席している人や、こども会などに参加している保護者などには、一定の啓発は行き届いていると考えられる。

・地域の行事に参加していない住民を対象として、効果的に啓発していける方法を考える必要がある。

③　交通安全講演会について

（区振興課から説明）

・浜松東警察署員による交通事故の現状についての話の他に、交通安全指導員を招き、寸劇を交えた形での開催を考えている。

・積志地区セーフティ・ガード作戦に絡め、積志地区での開催を考えている。

（協議結果）

・「交通安全講演会」と題して開催する場合、集客が難しいと考えられる。地域で行われる会合やイベントに出向き、抱き合わせで行っていくとよいと思う。

・事故件数の詳細など、数字について話すよりも、実際の実例について短い時間で説明した方が効果的だと思う。

次回開催日
日時　8 月 19 日(水)　午前 9 時 30 分～
場所　東区役所 3 階 33 会議室

東区協議会　第１回　地域防災委員会　会議要旨

1　**開催日時**　　平成 27 年 7 月 13 日（月）午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

2　**開催場所**　　東区役所　3 階　31 会議室

3　**出席者**　　区協防災委員：山田委員長、岡安、市川雄、髙森、田中、鈴木康、森田
区振興課：防災・統計Ｇ長　鈴木忠、防災・統計Ｇ　島、枝窪　合計１０人

4　**会議内容**

（1）委員長あいさつ　＜山田委員長＞

（2）防災について
防災出前講座の内容紹介。

（3）今年度のテーマについて（防災の取組について）
意見：自主防災隊の意識が低いのではないか、ためになる訓練が少ないよう感じる。
災害時、火災を防ぐため、ブレーカーを落とすよう徹底した方がいいのではないか。
近所同士の助け合いによって、被害を最小限に抑えた例もある。自治会と自主防の繋がりを高める必要性がある。
災害時に備え、準備は必要だが保管場所が無い家庭が普通だと思う。
テーマは机上の空論にならないよう、実行性の高いものである必要がある。
津波等の水害に対する関心が低い。
クラブの会合で資料の配布やガールスカウトとのタイアップなど出来ないだろうか。

以上の委員からの意見をもとにして、今年度のテーマを決定しました。

今年度のテーマは・・・
　防災に関する様々な問題に対し、実行性のある対策を提起することを目指す。
そのきっかけとして、自治会・各自主防災隊、各種団体等との連携をはかる。
防災行事への視察、参加で知見を深めていく。
です。

5　**その他**　　次回開催日 9 月 10 日（木）午後 13 時 30 分（33 会議室）

第２回地域福祉委員会議事概要

日　時　平成 27 年 7 月 24 日（金）午後 1 時 30 分～午後 3 時
会　場　東区役所　33 会議室
出席者　稲垣邦圓、稲穂貴、小川典男、金指操、亀田順子、袴田勝次（50 音順、敬称略）
　　中野一宏 社会福祉課長、髙瀬定佳 長寿保険課長、青木満弘 健康づくり課長
事務局　根本剛宏 区振興課

【議題】

１　地域福祉委員会スケジュールについて
委員会開催日程について決定した。
第 1 回 6 月 23 日、第 2 回 7 月 24 日、第 3 回 8 月 28 日、第 4 回 9 月 16 日、
第 5 回 10 月、計 5 回　※必要に応じ追加で実施する。

２　協議テーマ「高齢者の健康増進活動の現状について」の意見交換
（委員会らの意見）
○高齢者にシニアクラブや高齢者サロンの活動に参加してもらうためには、家から近い会場を設定するなど参加しやすい状況を作ることが必要である。
○シニアクラブが無い場所で、地区社会福祉協議会が高齢者サロンを実施し、高齢者が活動する場所を設けている事例がある。
○世帯数が多い地区では、住民同士の交流が少ない場合が多く、参加する高齢者が少ない状況にある。
○活動を牽引するリーダーが、様々な活動を企画し取り組んでいる地区では、活動に参加する高齢者も多い。
○シニアクラブも高齢者サロンも、高齢者の活動を支えるものであり、健康増進を図るきっかけとして、参加者が増えることが望ましい。
○活動内容について、年代差もあるため、内容の多様化を図るか、取り込みを図る年代にそって活動を企画し、参加者を増やすことも必要でないか。
○今後、活動に参加していく世代に対して、どのように活動参加を促していくのか考える必要がある。

≪課題≫
高齢者の健康増進活動の現状より、以下について検討が必要と考える。
○高齢者に、活動へ参加したいという意識をどうすれば持ってもらえるのか。
○活動の中心となる人材の育成にはどうすればいいのか。
○仲間作りのために、どのような方法があるのか。

３　次回開催
日時　8 月 28 日（金）　13:30～
会場　東区役所　33 会議室
健康増進活動について、市の取組みや社会福祉協議会の状況を確認する。

他区の区協議会傍聴について

１　期間

平成 27 年 9 月から 11 月の他区区協議会開催日
（複数回に分け実施）

２　対象

東区協議会委員

３　傍聴先

中区、南区、浜北区協議会を予定しています。

４　その他

協議会を開催する施設により、傍聴人数に制限があります。

５　調整事項

傍聴参加者及び傍聴先については今後調整していきます。

【スケジュール（例）】
※傍聴先により、集合時間、終了時間が異なります。

東区役所集合
※乗合せにより、他区の区協議会会場へ移動します。

↓

他区の区協議会会場にて、区協議会傍聴します。
区協議会終了後、乗合せにより東区役所へ戻ります。

↓

東区役所へ戻り、解散。

担当：東区区振興課　広聴・事業グループ
鈴木勝久、根本剛宏
TEL:053-424-0115
FAX:053-424-0131
e-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

回　覧　天竜協働センターだより　第3号　平成27年7月5日号③
浜松市天竜協働センター　発行　浜松市東区薬新町99番地　TEL421－0379
市委託 東区 第1号

天竜協働センター地域課題解決事業　～和田・中ノ町地区で目指せグランプリ～

親子でかかしづくりにチャレンジ！

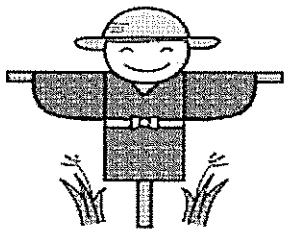
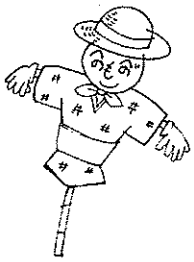
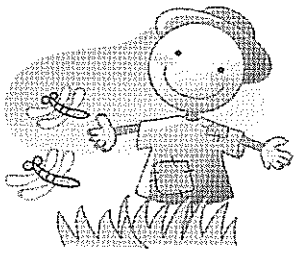

☆開催日時：・第１回　８月　２日(日)　９：３０ ～ １１：３０
・第２回　８月３０日(日)　９：３０ ～ １２：００

☆場　　所：天竜協働ｾﾝﾀｰ２階講座室(第１回)・１階ホール(第２回)

☆内　　容：親子でかかし１体を作り、展示、かかしコンテストをします。
・第１回／どんな形にしようかな？
かかしの作り方の説明を聞き、必要な物、形などを考えます。
・第２回　かかしづくりと展示
必要な物を持ち寄ってかかしを作り展示します。
・８月３０日に中ノ町フラワーロード・天竜川駅近くのポケットパークに９月３０日まで展示。（雨天により変更する場合あります。）
・９月７日～９月３０日の期間で協働センター、各小学校で投票を行います。
・１１月７日の天竜協働センターまつりにて結果発表をします。
※参加者及び優秀者には記念品・優秀賞があります。

☆講　　師：ガールスカウト静岡県第８８団

☆対　　象：小学１～６年生の親子で２０組程度
※対象の児童がいるおばあちゃん・おじいちゃんの参加も可能です。

☆持 ち 物：筆記用具、飲み物、軍手、タオル、必要な工具類
（※参加費は無料、竹は用意しますが、かかしづくりに必要な材料は各自で用意。）

申し込みについて

★受付期間：７／６（月)～７／２５(土)９：００～１７：００

★申込方法：天竜協働ｾﾝﾀｰの窓口・電話にて受付。（日曜・祝日を除く）

※申込多数の場合は抽選となります。抽選になった場合は、参加できない方のみ連絡をさせていただきます。　TEL053-421-0379

和田・中ノ町地区の歴史と文化に触れる

わが町の誇り

和田地区

❶金原明善 生家

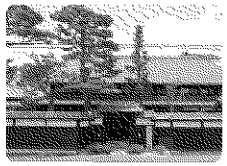

金原明善は、度々大洪水を引き起こしていた天竜川の治水事業や植林などに取り組み、近代日本の発展に功績を残した人物で、生家にはたくさんの遺品が展示されています。

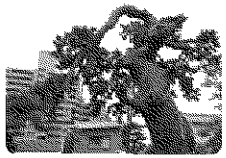

❷法橋の松

天龍川町内の妙恩寺より、300mほど西に、静岡県指定文化財(天然記念物)の「法橋の松」と呼ばれる樹齢約700年の松の巨木があります。その姿はとても印象的で、幹周りが約5m、枝張り約12m、高さは約14mです。

❸東海道の松並木

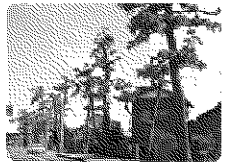

徳川家康が江戸を起点とする街道整備に着手した際、東海道に並木として松を植えました。現在は、道路の拡幅等により残っているのは、和田地区だけとなりましたが古き良き東海道の風情は今も生きつづけています。

中ノ町地区

❹伊豆石の蔵

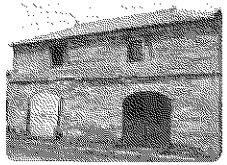

旧東海道沿いに建つ「明治の遺物」伊豆石の蔵は、伊豆半島で産出される凝灰岩系の石材を用いた蔵で、中野町有志が地域活性化に向けて、現在はコンサートやギャラリーなどを開催し、にぎわいを見せています。

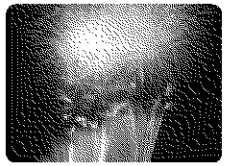

❺中野町煙火大会

夏の風物詩の一つとして、毎年、8月14日に天竜川河川敷において、打ち上げ花火大会が開催され、見物客を楽しませてくれています。天竜川の川面に映る花火の美しさと見ごたえあるスターマインは必見です。

❻中ノ町フラワーロード

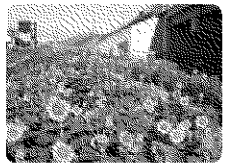

新天竜川橋の近くにある中ノ町フラワーロードには、地域住民らの手で咲かせた四季折々の花(春・菜の花、夏・ひまわり、秋・コスモスなど)が、道行く人の目を楽しませています。

かかしコンテスト情報

親子でかかしづくりにチャレンジ!

和田・中ノ町地区で目指せグランプリ!

"市民協働"

地域コミュニティを推進するため、かかしコンテストを実施します。

★夏休み期間中に和田・中ノ町地区の親子をはじめとするグループがアイデアあふれる「かかし」を作ります。

★9月頃に中ノ町フラワーロード、天竜川駅近くのポケットパーク等に「かかし」を展示し、コンテストを行います。

★詳細は、浜松市天竜協働センター(☎053-421-0379)まで。

(かかしの由来)

かかしってなあに?

ぼくたち「かかし」は、元々田んぼや畑の農作物を鳥獣から守るために、人に似せて藁で作られたんだ。今では色々な材料で作られ、広告塔になったりしている仲間もいるよ。ぼくたち「かかし」が地域の安全を見守っているよ。

〈企画〉 浜松市天竜協働センター　浜松市東区薬新町99番地　☎053-421-0379

浜松市東区

和田・中ノ町地区を巡る

ぐるっとまち散歩

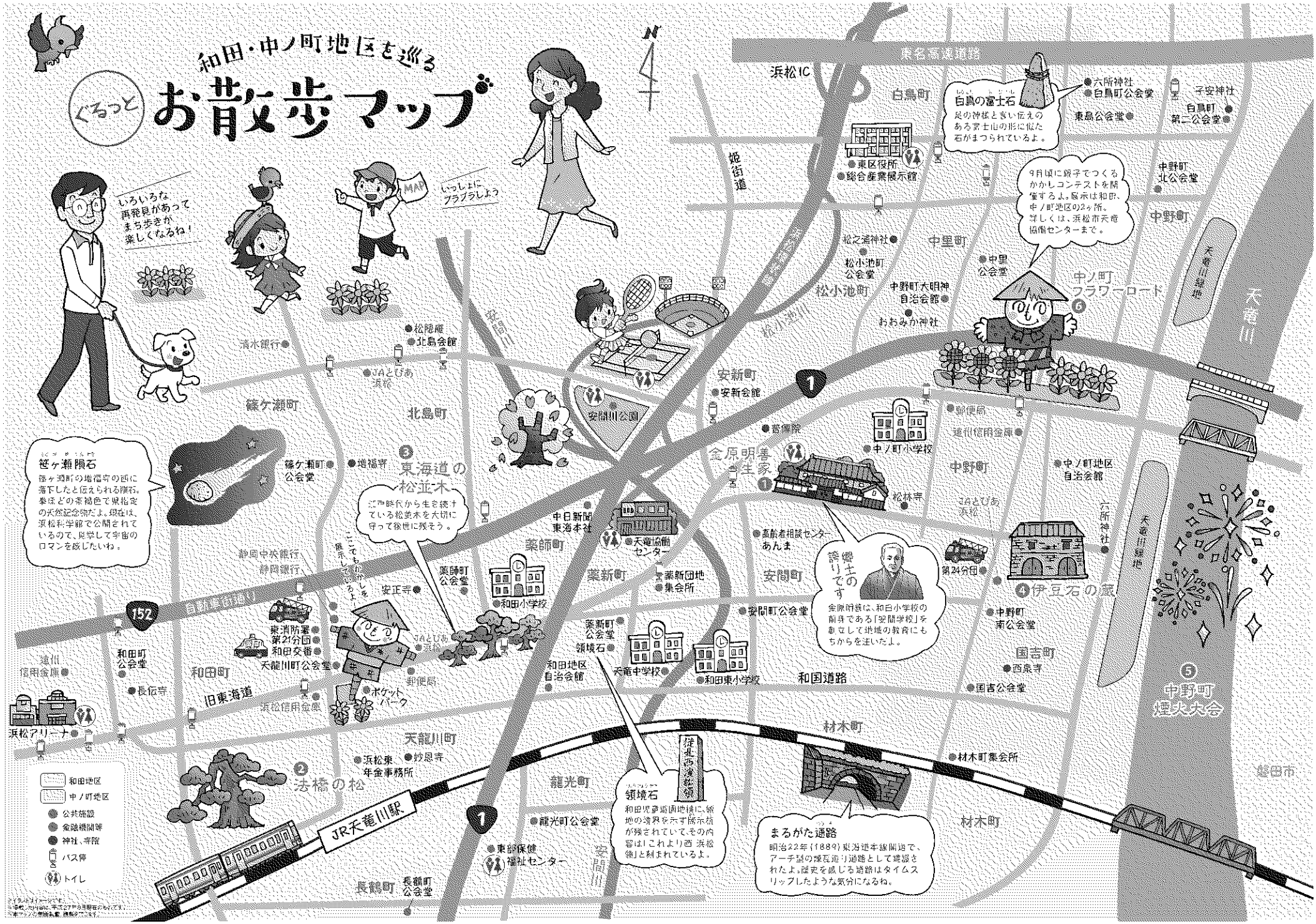
和田・中ノ町地区を巡る
ぐるっと
お散歩マップ
いろいろな
再発見があって
まち歩きが
楽しくなるね！
いっしょに
プラプラしよう
浜松IC
東名高速道路
白鳥町
白鳥の富士石
足の神様と言い伝えのある富士山の形に似た石がまつられているよ。
六所神社
白鳥町公会堂
子安神社
白鳥町第二公会堂
東島公会堂
東区役所
総合産業展示館
姫街道
中野町北公会堂
中野町
9月頃に親子でつくるかかしコンテストを開催するよ。展示は和田、中ノ町地区の2ヶ所。詳しくは、浜松市天竜協働センターまで。
松之浦神社
中里町
松小池町公会堂
中里公会堂
松小池町
中野町大明神自治会館
おおみか神社
中ノ町フラワーロード
⑥
天竜川堤防
天竜川
安間川
松小池川
安新町
安新会館
郵便局
遠州信用金庫
安間川公園
普傳院
中ノ町小学校
金原明善生家
①
中野町
中ノ町地区自治会館
松林寺
JAとびあ浜松
六所神社
高齢者相談センターあんま
第24分団
④伊豆石の蔵
郷土の誇りです
金原明善は、和田小学校の前身である「安間学校」を創立して地域の教育にもちからを注いだよ。
安間町
安間町公会堂
中野町南公会堂
国吉町
西泉寺
国吉公会堂
⑤
中野町
煙火大会
浜松市
篠ケ瀬町
篠ケ瀬町公会堂
増福寺
北島町
松隠庵
北島会館
JAとびあ浜松
清水銀行
笹ケ瀬隕石
篠ケ瀬町の増福寺の西に落下したと伝えられる隕石。拳ほどの茶褐色で県指定の天然記念物だよ。現在は、浜松科学館で公開されているので、見学して宇宙のロマンを感じたいね。
③東海道の松並木
江戸時代から生き続けている松並木を大切に守って後世に残そう。
中日新聞東海本社
天竜協働センター
薬師町
薬師町公会堂
和田小学校
静岡中央銀行
静岡銀行
安正寺
ここでも「かかし」を展示しているよ！
152
自転車道通り
東消防署
第21分団
和田交番
天龍川町公会堂
JAとびあ浜松
郵便局
ポケットパーク
和田町公会堂
長伝寺
和田町
旧東海道
浜松信用金庫
遠州信用金庫
浜松アリーナ
薬新町
薬新地集会所
薬新町公会堂
領境石
和田地区自治会館
天竜中学校
和田東小学校
和国道路
天竜川町
浜松東年金事務所
妙恩寺
②法橋の松
龍光町
龍光町公会堂
東部保健福祉センター
JR天竜川駅
長鶴町
長鶴町公会堂
安間川
材木町
材木町集会所
従是西遠州領
領境石
和田児童遊園地横に、領地の境界を示す標示杭が残されていて、その内容は「これより西 浜松領」と刻まれているよ。
まるがた通路
明治22年（1889）東海道本線開通で、アーチ型の煉瓦造り通路として建設されたよ。歴史を感じる通路はタイムスリップしたような気分になるね。
和田地区
中ノ町地区
公共施設
金融機関等
神社、寺院
バス停
トイレ
イラストイメージです。
※地名、たてがきは、平成27年3月現在のものです。
※本マップの無断転載、複製を禁じます。

浜松市東区地域力向上事業

東区地域福祉講演会

2015年
9/28(月)
会場：浜松市総合産業展示館 北館

～安全・安心な地域を目指して～

振り込め詐欺は、皆様の善意につけこみ、言葉巧みに大切なお金を奪い取るといった許し難い犯罪です。その手口は年々巧妙化し、浜松市内においても被害が後を絶たない状況です。

この度、皆様に「振り込め詐欺」等の被害の実態や手口、その防止策について寸劇を交えてわかりやすく解説します。また、東区内の交通事故の状況や事故の被害者にならないための注意点等についても説明いたします。

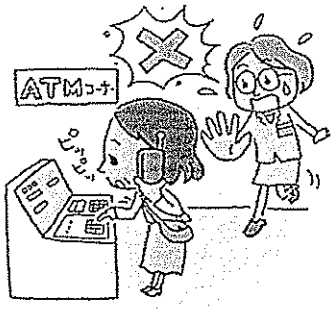

内容１　：　振り込め詐欺の被害に遭わないために

講　師　：　地域安全推進員女性部

内容２　：　交通事故の被害者にならないために

講　師　：　浜松東警察署交通官　警視　安川善邦　氏

日　時：平成27年9月28日（月）13:30 ～ 15:30

会　場：浜松市総合産業展示館　北館　4階 1号ホール

定　員：300名（先着順） ＊定員になり次第締め切り　参加費は無料

＊入場券をお持ちの方は参加できます。入場券をお持ちでない方は下記の申し込み先までご連絡ください。

主催：東区地域福祉講演会実行委員会・浜松市

（東区地域福祉講演会実行委員会構成組織）

東区民生委員児童委員協議会、東区自治会連合会
東区地区社協推進協議会、高齢者相談センター
障害者相談支援事業所、東区ケアマネジャー連絡会
浜松市社会福祉協議会

申し込み：東区地域福祉講演会実行委員会
（事務局）浜松市社会福祉協議会 東区事務所内
電話 422-3737　Fax422-3738
Mail　csw-higashi@arrow.ocn.ne.jp

平成２７年８月２０日

報 道 発 表

浜松市 市民部 市民協働・地域政策課
地域政策グループ
℡ 053-457-2094　担当：千葉

浜松市

【変更】区協議会の開催日程（８月）について

区協議会が、次のとおり開催されます。

協議会名	回数	日 時	場 所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合先
中区協議会	第4回	8月24日(月) 13:30～	浜松市役所北館 1階 101会議室	・(報告)マイナンバー制度の周知について ・(報告)空家等の対応について ・地域課題について ・その他	6人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第4回	8月26日(水) 13:30～	東区役所 3階 31・32会議室	・(協議)平成28年度予算編成に対する東区重点提案事業について ・(報告)マイナンバー制度の周知について ・(報告)空家等の対応について ・地域課題について ・その他	10人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第5回	8月26日(水) 13:30～	舞阪協働センター 3階 301・302会議室	・(答申)浜松市立古人見幼稚園の閉園について ・(協議)西区協議会推薦会の設置について ・(報告)マイナンバー制度の周知について ・(報告)空家等の対応について ・地域課題について ・その他	5人 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第5回	8月24日(月) 13:30～	五島協働センター 2階 講座室	・(答申)浜松市南部保健福祉センターの廃止について ・(協議)平成28年度予算要求における南区の重点事業について ・(報告)マイナンバー制度の周知について ・(報告)空家等の対応について ・地域課題について ・その他	10人 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120
北区協議会	第4回	8月27日(木) 13:30～	引佐健康文化センター 2階 会議室1・2	・(協議)平成27年度北区地域力向上事業(市民提案による住みよい地域づくり助成事業)の採択協議について ・(報告)マイナンバー制度の周知について ・(報告)空家等の対応について ・地域課題について ・その他	5人程度 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1168
浜北区協議会	第5回	8月27日(木) 13:30～	浜北区役所 3階 大会議室	・(協議)平成27年度浜北区地域力向上事業の提案について ・(報告)マイナンバー制度の周知について ・(報告)空家等の対応について ・地域課題について ・その他	10人 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
天竜区協議会	第5回	8月26日(水) 14:00～	天竜区役所 2階 21・22会議室	・(答申)市営住宅(佐久間災害住宅)の廃止について ・(報告)マイナンバー制度の周知について ・(報告)空家等の対応について ・地域課題について ・その他	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013

＊傍聴の申し込みは、各区役所区振興課へお問い合わせください。